

2023年度長期脱炭素電源オークション募集要綱（案）の 意見募集の開始について

2023年6月30日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

- これまで本検討会において、長期脱炭素電源オークション（以下、本オークション）の開催に向けて、オークション全体の概要や準備等のスケジュール状況、募集要綱・約款の目次案についてご報告を行ってきた。
- 本日は、これまでの検討内容をもとに作成した「**容量市場 長期脱炭素電源オークション 募集要綱**（応札年度:2023年度）」、および「**長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款**」の案について、**主なポイントと意見募集の実施**等について報告する。

関連文書等	概要		公表状況
容量市場募集要綱 ※1※2	容量市場メインオークション募集要綱	<ul style="list-style-type: none"> メインオークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定 	2024~26年度向け：公表済
	容量市場追加オークション募集要綱	<ul style="list-style-type: none"> 追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定 	2024年度向け：公表済
	長期脱炭素電源オークション募集要綱	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定 	(今後公表予定)
容量確保契約書 ※1※3	容量確保契約約款	<ul style="list-style-type: none"> メインオークションおよび追加オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定 	公表済
	長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定 	(今後公表予定)
容量市場業務マニュアル ※1※2	メインオークションの参加登録編	<ul style="list-style-type: none"> 参加登録申請の手順、提出書類等について記載 	2024~26年度向け：公表済
	メインオークションへの応札・容量確保契約書の締結編	<ul style="list-style-type: none"> メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載 	
	実需給前に実施すべき業務(全般)編	<ul style="list-style-type: none"> 余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録、FIT法適用の電源ではない場合の異議申立、事業者の退出表明に基づく市場退出の手順、提出書類等について記載 	2024年度向け：公表済 2025年度向け：公表済 2026年度向け：今後公表予定
	電源等差替編	<ul style="list-style-type: none"> 電源等差替の手順、提出書類等について記載 	
	容量停止計画の調整業務編	<ul style="list-style-type: none"> 容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載 	
	実効性テスト編	<ul style="list-style-type: none"> 電源等リストの登録・実効性テストの手順、提出書類等について記載 	
	追加オークションの参加登録編	<ul style="list-style-type: none"> 参加登録申請の手順、提出書類等について記載 	2024年度向け：公表済
	追加オークションへの応札・容量確保契約書の締結編	<ul style="list-style-type: none"> 追加オークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載 	(今後公表予定)
	長期脱炭素電源オークション関連の業務マニュアル類	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの参加登録や応札等について記載、等 	
	その他は順次発行予定	<ul style="list-style-type: none"> アセスメント・ペナルティ編、容量確保契約金額・容量抛出金編、等 	

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を行います。 ※2：対象実需給年度毎もしくは応札年度毎に公表します。 ※3：対象実需給年度・応札年度に依らず共通です。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

① 募集要綱案および約款案の目次

■ 要綱案および約款案の目次は以下のとおり。構成はメインオークションと同様であるが、記載内容については全体的に追記や変更を行っており、特に赤字の項目で大きな変更がある。

■ 募集要綱案の目次

章	節
第1章 はじめに	長期脱炭素電源オークション創設の背景
	容量市場におけるオークションの種類
	募集要綱の位置付け
第2章 注意事項	一般注意事項、守秘義務
	問い合わせ先
第3章 募集概要	募集スケジュール
	募集内容
第4章 参加登録	参加登録の方法
	事業者情報の登録
	電源等情報の登録
	期待容量の登録
第5章 応札方法	応札方法
第6章 落札電源および 約定価格の決定方法	落札電源の決定方法
	約定価格の決定方法
	約定結果の公表
	落札後の手続き等
	容量確保契約の結果の公表
第7章 契約条件	容量確保契約金額
	容量確保契約金額に関する調整
	市場退出
	リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ
	容量確保契約金額の支払・請求
	消費税等相当額について
	他市場収益の還付
その他	

■ 約款案の目次

※本表では節・条は一部簡略記載

章	条
第1章 総則	適用、約款の変更、定義、契約期間、等
第2章 容量確保契約金額	容量確保契約金額の算定
	各月の容量確保契約金額の支払・請求
	需給バランス評価
	電源等差替
第3章 権利および義務	容量停止計画の提出と計画停止の扱い
	市場退出、経済的ペナルティ
	制度適用期間前の リクワイアメント、アセスメント、ペナルティ
	対象実需給年度前の リクワイアメント、アセスメント、ペナルティ
	対象実需給年度の リクワイアメント、アセスメント、ペナルティ
	その他の リクワイアメント、アセスメント、ペナルティ
	経済的ペナルティの上限
	金員の移動
	容量確保契約金額（各月）の精算
	他市場収益の還付
第4章 契約の変更等	不可抗力が生じた場合の特則
	参入ペナルティ
	契約の変更
	権利義務および契約上の地位の譲渡
第5章 一般条項	契約の解除
	免責、守秘義務、個人情報の取扱い、等

①

②

③

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

①募集内容

- 本オークションの対象とする電源は、以下の**脱炭素電源の新設・リプレース**および**改修**（既設火力の脱炭素化への改修）としている。また、短期的な電力需給ひっ迫の防止の観点から、**2023～2025年度の3年間についてLNG専焼火力**※1も対象としている。
- 本オークションへの参加にあたり、電源ごとに**供給力提供開始期限**※2、**最低入札容量**※3を設けている。

対象	電源種別	燃料または発電方式	専焼/混焼	新設・リプレース/改修	供給力提供開始期限 [年] ()内は法・条例アセス済みの場合	最低入札容量 [万kW] (送電端設備容量ベース)	電源等区分
脱炭素電源	火力※4	水素またはアンモニア※5	専焼	新設・リプレース/改修	11(7)	10/5 (新設・リプレース/改修)	安定電源
			混焼	新設・リプレース/改修			安定電源
		バイオマス※6※7	専焼	新設・リプレース/改修		10	安定電源
	蓄電池	—	—	新設・リプレース	4	1	安定電源
	水力	揚水	—	新設・リプレース	12(8)	10	安定電源
		一般(貯水式)	—				安定電源
		一般(自流式)	—				安定または変動電源
	地熱	—	—	新設・リプレース	8(4)	10	安定電源
	原子力	—	—	新設・リプレース	17(12)	10	安定電源
	太陽光・風力	—	—	新設・リプレース	太陽光:5(3)・風力:8(4)	10	変動電源
LNG専焼火力	火力※4	LNG	専焼	新設・リプレース	6	10	安定電源

※1 供給力提供開始から10年後までの間に脱炭素化に向けた対応を開始することや、2050年までの脱炭素化ならびに落札後6年以内の供給力提供開始を条件とする

※2 本制度措置によって様々な脱炭素電源への投資を促進し、脱炭素化された供給力を確保するためには、建設リードタイムを十分に考慮した制度とすべく設定

※3 本制度は巨額の初期投資の回収に対して長期的な収入の予見可能性を付与するものであり巨額の初期投資を伴うことが想定され、かつ、需給上の影響が大きい一定規模以上の案件に限定することが適切であるため設定

※4 脱炭素化ロードマップの提出が必要であり、既設火力の改修の場合は、脱炭素化されたkW分のみ対象、 ※5 応札年度2023年度はアンモニアの新設・リプレースは対象外

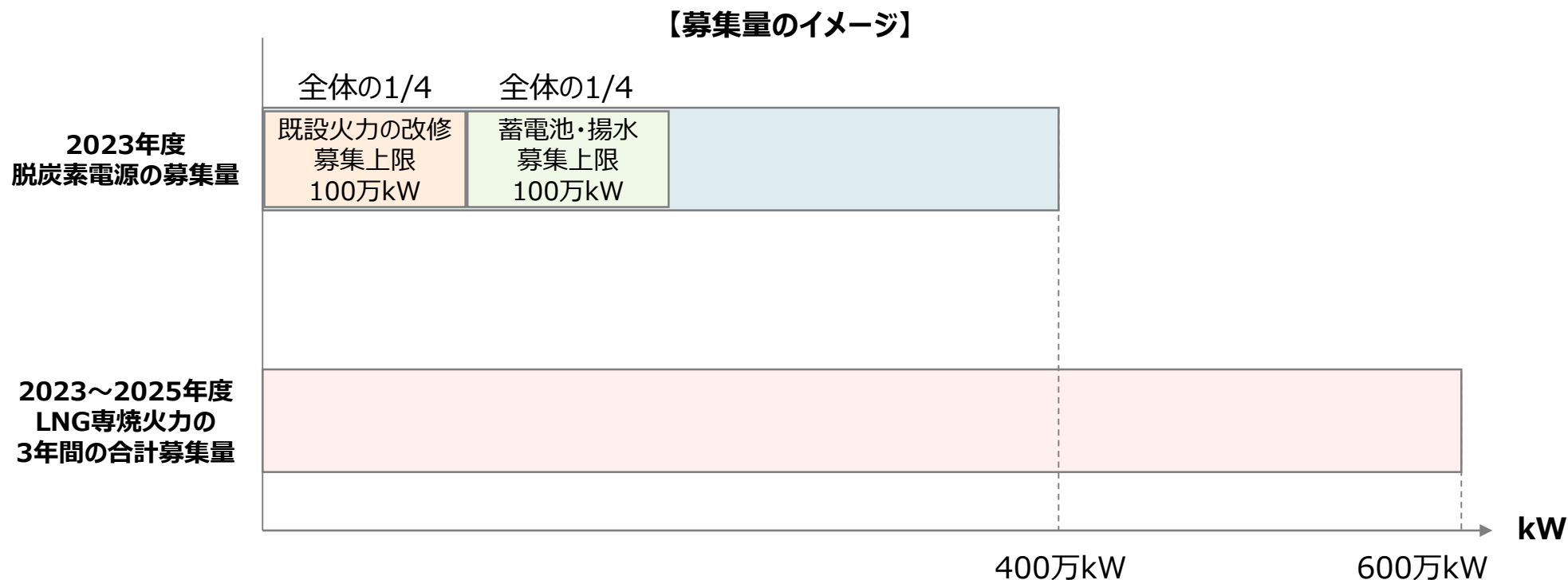
※6 バイオマスの燃料種については、FIT制度で対象となっているバイオマス種(メタン発酵ガス、未利用の木質バイオマス、一般木質バイオマス・農業残さ(固体燃料)、バイオマス液体燃料、建設資材廃棄物、廃棄物・その他のバイオマス)と同様

※7 既設火力をバイオマス専焼にするための改修案件(同一プラントの一部の設備容量が別の脱炭素技術(アンモニア等)による設備容量である場合を含む)は、改修によって新たに増加する脱炭素化kW分を本制度の対象とし、燃料の専焼に至るまでは7割以上の混焼比率が必要

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

① 募集内容

- 本オークションにおける**2023年度の脱炭素電源の募集量**は**400万kW**となっている。その中で、**既設火力の改修案件**（水素またはアンモニア混焼およびバイオマス専焼）および**蓄電池と揚水**は、それぞれ**100万kWが募集上限**となっている。
- また、**LNG専焼火力**は、本オークションにおける脱炭素電源とは別に、**2023~2025年の3年間で600万kW**の募集量となっている。



①募集内容

【募集要綱】 第3章 募集概要

2. 募集内容

(1) 募集量

ア 本オークションにおける脱炭素電源（以下「脱炭素電源」という）の募集量は400万キロワットになります。

※脱炭素電源の募集量400万キロワットのうち、既設火力の改修（アンモニア・水素混焼、バイオマス専焼）は100万キロワット、蓄電池・揚水式水力は合計で100万キロワットを募集量の上限とします。

イ LNG専焼火力の新設・リプレースの募集量は2023～2025年度の3年間で600万キロワットになります。

(略)

(3) 制度適用期間

本制度で落札した電源の容量収入を得られる期間であり、供給力提供開始年度の翌年度を始期として以降、原則20年間となります。

※制度適用期間の開始は2027年度以降となります。

※制度適用期間は全電源共通で20年を基本としつつ、20年よりも長期の適用期間（1年単位）を希望することも可能です。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

①募集内容

【募集要綱】 第3章 募集概要

(6) 参加登録した事業者が登録可能な電源

ア 参加対象となる電源は、今後、設備投資が必要であり、応札時点で供給力提供開始前（既設火力の改修の場合は、改修工事後の供給力提供開始前）の安定電源・変動電源が対象です。

要件は以下のとおりです。なお、電源については電源等情報の登録において本機関が審査を行います。

(略)

(ア) 脱炭素電源

容量を提供する電源等の区分	電源等要件
安定電源	次のA.~D.のいずれかに該当するもの A. 次のa.~e.のいずれかの新設・リプレースに該当し、送電端設備容量が10万キロワット以上の安定的な供給力を提供するもの。 a.水力電源（ただし、調整式又は貯水式に限る。） b.火力電源（ただし、LNGに熱量ベースで水素を10%以上混焼させる火力電源又は水素専焼の火力電源に限る。） c.原子力電源 d.地熱電源 e.バイオマス電源 B.既設の火力電源をバイオマス専焼にするための改修に該当し、改修によって新たに生じるバイオマス部分の送電端設備容量が10万キロワット以上の安定的な供給力を提供するもの C.既設の火力電源をアンモニア混焼（ただし、熱量ベースでアンモニアを20%以上混焼させる場合に限る。）又は水素混焼（ただし、熱量ベースで水素を10%以上混焼させる場合に限る。）にするための改修に該当し、改修によって新たに生じるアンモニア又は水素部分の送電端設備容量が5万キロワット以上の安定的な供給力を提供するもの D.水力電源（ただし、揚水式に限る。）又は蓄電池の新設・リプレースに該当し、送電端設備容量が1万キロワット以上（送電端設備容量ベース、発電可能時間3時間以上）で安定的な供給力を提供するもの。
変動電源	次のa.~d.のいずれかの新設・リプレースに該当し、送電端設備容量が10万キロワット以上の供給力を提供するもの。 a.水力電源（ただし、流込式に限る。） b.太陽光電源 c.陸上風力電源 d.洋上風力電源

(略)

(イ) LNG専焼火力

容量を提供する電源等の区分	電源等要件
安定電源	LNGのみを燃料とする火力電源の新設・リプレースに該当し、送電端設備容量が10万キロワット以上の安定的な供給力を提供するもの。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

②リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

■ 本オークションのリクワイメントは、電源の新設・リプレースや脱炭素化への改修に係る**供給力提供開始期限**や、**脱炭素電源に係る項目等**について、**メインオークションから追加**となる。

赤字：長期脱炭素電源オークションでの追加項目 ○：該当電源等区分およびタイミング

リクワイアメント種別		リクワイアメント概要	対象となる電源等区分		適用タイミング	
			安定電源	変動電源	平常時	ひっ迫時
制度適用 期間前	供給力提供開始時期	容量提供事業者自身が指定した供給力提供開始時期を遵守すること	○	○	—	—
	供給力提供開始期限	電源種ごとに設定された供給力提供開始期限までに供給力を提供開始すること	○	○	—	—
対象 実需給 年度前	余力活用に関する 契約の締結	調整機能を有するものについては、余力活用契約の締結を求める	○	—	—	—
	容量停止計画の調整	広域機関または一般送配電事業者からの容量停止計画の調整依頼に応じる	○	○	—	—
対象 実需給 年度	供給力の維持	アセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること	○	○	○	○
	市場応札	容量停止計画を提出していないコマにおいて、小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等に応札すること	○	—	○	○
	供給指示への対応	需給ひっ迫のおそれがある場合、一般送配電事業者からの供給指示に応じ、ゲートクローズ以降の余力を供給力として提供すること	○	—	—	○
	脱炭素燃料の混焼率	脱炭素燃料を使用する電源（バイオマスの新設・リプレースを除く。）に対し、熱量ベースで、脱炭素燃料の年間最低混焼率(7割)を上回ること	○	—	○	○
	年間設備利用率	電源種別、発電方式に応じた年間の設備利用率を下回らないこと	—	○	○	○
その他	脱炭素化ロードマップ の遵守	脱炭素化に向けた追加投資を実施しロードマップを遵守すること	○	—	○	○
		2051年4月1日にバイオマス燃料の専焼化が実現すること	○	—	○	○

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

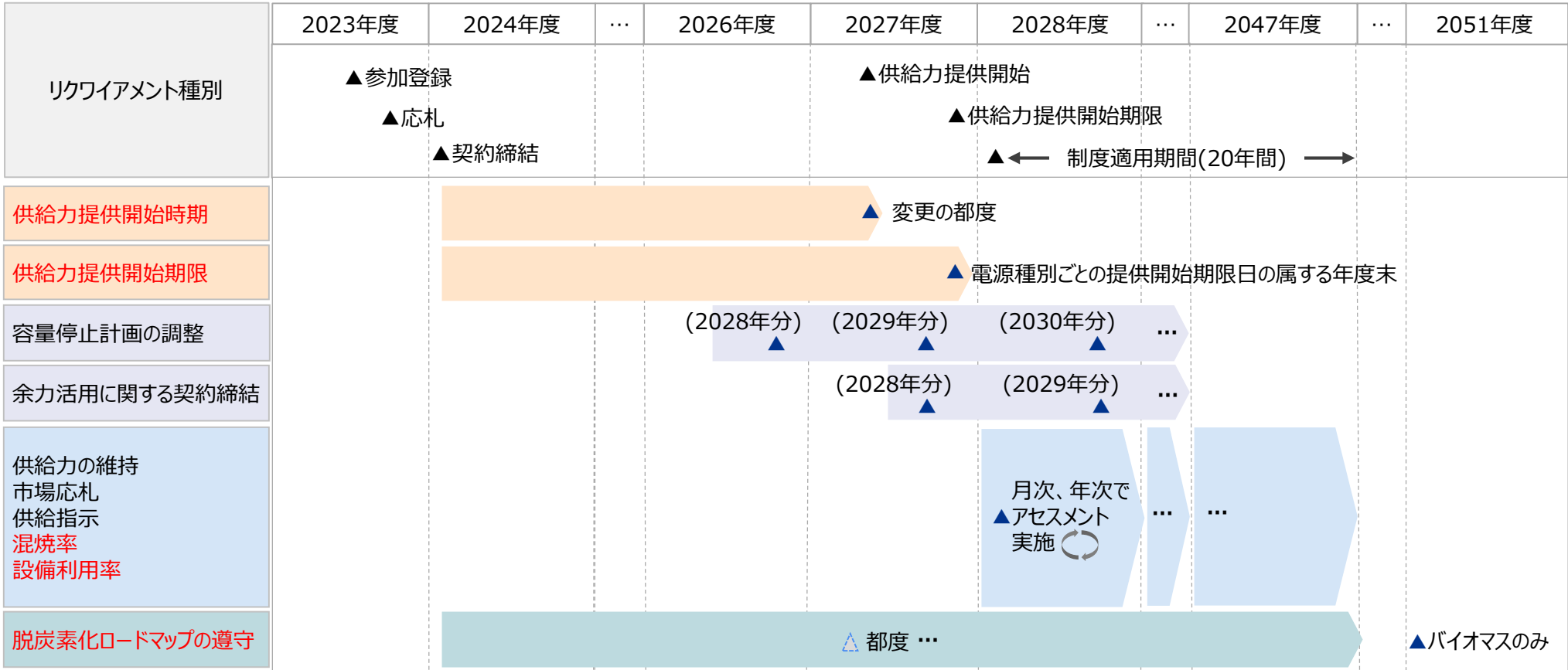
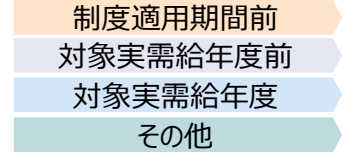
②リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

- 供給力提供開始の翌年度から制度適用期間となり、リクワイアメント種別はアセスメント実施時期によって、「**制度適用期間前**」、「**対象実需給年度※前**」、「**対象実需給年度※**」、「**その他**」の**4つに分類**される。※制度適用期間の特定の1年

＜リクワイアメントのイメージ：2027年度に供給力提供開始する例＞

赤字：本オークション特有の項目
▲：アセスメント

リクワイアメント
種別凡例：



2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

②リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

■ メインオークションから追加となるリクワイアメントにおけるペナルティは以下のとおり。

	リクワイアメント	ペナルティ概要	金額算定式						
制度適用期間前	供給力提供開始時期	容量提供事業者が指定した供給力提供開始時期に予定通り供給力を提供できない場合に生じるペナルティ	<p>【当該変更がメインオークションの需要曲線に影響を与えた場合】 メインオークションの約定価格※(円/kW)×契約容量×5%</p> <p>【当該変更が追加オークションの需要曲線に影響を与えた場合】 メインオークションの約定価格※(円/kW)×契約容量×10%</p> <p>※需要曲線に影響を及ぼす年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定価格</p>						
	供給力提供開始期限	電源種ごとに設定された供給力提供開始期限までに供給力を提供開始できない場合に生じるペナルティ	(本オークションの契約単価による容量収入を得る期間の短縮)						
対象実需給年度	脱炭素燃料の混焼率	対象燃料(バイオマス、アンモニア・水素)の混焼率が一定基準を下回る場合に生じるペナルティ	<p>容量確保契約金額×達成状況に応じたペナルティ割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ペナルティ割合</th> <th>当該脱炭素燃料による混焼率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10%</td> <td>35% ≤ X < 70%</td> </tr> <tr> <td>20%</td> <td>0% ≤ X < 35%</td> </tr> </tbody> </table>	ペナルティ割合	当該脱炭素燃料による混焼率	10%	35% ≤ X < 70%	20%	0% ≤ X < 35%
	ペナルティ割合	当該脱炭素燃料による混焼率							
10%	35% ≤ X < 70%								
20%	0% ≤ X < 35%								
年間設備利用率	変動電源に求められた年間の設備利用率を下回る場合に生じるペナルティ	<p>容量確保契約金額×{1.1×(1-設備利用率実績/求められる年間設備利用率※)}</p> <p>※太陽光18.3%、陸上風力28.0%、洋上風力34.8%、流込式水力44.8%</p>							
その他	脱炭素化ロードマップの遵守	合理的な理由なくロードマップに記載された脱炭素化に向けた追加投資等を行っていない場合に生じるペナルティ	(契約解除として取扱う)						
		2050年度末にバイオマス燃料の専焼化が達成できない場合に生じるペナルティ	<p>【制度適用期間が終了していない場合】 (契約解除として取扱う)</p> <p>【制度適用期間が終了している場合】 契約単価×契約容量×10%</p>						

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

②リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

【約款】 第3章 権利および義務

第13条 制度適用期間前のリクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、当該電源の電源種に応じて、以下の各号に定める制度適用期間前のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

- ① 供給力提供開始時期の遵守
容量提供事業者自身が応札時に指定した供給力提供開始時期(予定年度)を遵守すること
- ② 供給力提供開始期限の遵守
電源種ごとに設定された供給力提供開始期限までに供給力を提供開始すること

電源種ごとの供給力提供開始期限

電源種	供給力提供開始期限※
太陽光	5年（法・条例アセス済の場合：3年）後の日が属する年度の末日
風力、地熱	8年（法・条例アセス済の場合：4年）後の日が属する年度の末日
水力	12年（法・条例アセス済の場合：8年）後の日が属する年度の末日 多目的ダム併設型についてはダム建設の遅れを別途考慮
バイオマス専焼、 水素混焼のLNG、 水素専焼 既設火力の改修（水素・アンモニア混焼、バイオマス専焼）	11年（法・条例アセス済・不要の場合：7年）後の日が属する年度の末日
原子力	17年（法・条例アセス済の場合：12年）後の日が属する年度の末日
蓄電池	4年後の日が属する年度の末日
LNG専焼火力	6年後の日が属する年度の末日

※：供給力提供開始期限は、本契約締結日を起算日とする。

サプライチェーン支援制度・拠点整備支援制度の両方又は片方の支援を前提に長期脱炭素電源オークションに参加する場合は、長期脱炭素電源オークションでの落札に伴う契約締結後、3年以内に両支援制度の両方又は片方の制度の適用を受けることが決定した日（3年を超える場合、長期脱炭素電源オークションでの落札に伴う契約締結日から起算して3年目の日）

(略)

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

②リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

【約款】 第3章 権利および義務

第14条 制度適用期間前のアセスメント

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、以下の各号に示すアセスメントを行います。

①供給力提供開始時期の遵守

供給力提供開始時期が含まれる年度の変更による、メインオークションおよび追加オークションの需要曲線への影響の有無を確認します。

②供給力提供開始期限の遵守

供給力提供開始日が電源種ごとに設定された供給力提供開始期限を超過していないことを確認します。

2. 本機関は、以下の手続きによりアセスメント結果を確定します。

①本機関は、前項に基づくアセスメントの結果をとりまとめ、容量提供事業者に通知します。

②容量提供事業者は、前号の通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から5営業日以内に、その理由を付して本機関に通知するものとします。

③本機関は、前号の通知を受けた場合、その理由を確認し、再度アセスメントを行い、その結果を容量提供事業者に通知します。

②リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

【約款】 第3章 権利および義務

第15条 制度適用期間前のペナルティ

1.本機関は、前条の制度適用期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、ペナルティを科します。

①供給力提供開始時期の遵守

供給力提供開始時期をメインオークションまたは追加オークションの需要曲線に影響のある変更を行った場合、変更のタイミングに応じてペナルティを科します。

i. 当該変更がメインオークションの需要曲線へ影響を及ぼした場合※1

経済的ペナルティ = メインオークションの約定価格※2 × 契約容量※3 × 5%

※1：変更前の供給力提供開始時期を含む対象実需給年度のメインオークションの開催年度の開始日以降、同じ対象実需給年度の追加オークション実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日までの間に、供給力提供開始時期を当該対象実需給年度の翌年度以降に変更した場合

※2：需要曲線に影響を及ぼす年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定価格（円/kW）

※3：電源差替を行った場合は、差替を行った容量を除く

ii. 当該変更が追加オークションの需要曲線へ影響を及ぼした場合※1

経済的ペナルティ = メインオークションの約定価格※2 × 契約容量※3 × 10%

※1：変更前の供給力提供開始時期を含む対象実需給年度の追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日の翌日以降に、供給力提供開始時期を当該対象実需給年度の翌年度以降に変更した場合

※2：需要曲線に影響を及ぼす年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定価格（円/kW）

※3：電源差替を行った場合は、差替を行った容量を除く

なお、影響を及ぼした対象実需給年度が複数ある場合、複数年度分の上記ペナルティを算定するものとしします。

(略)

②供給力提供開始期限の遵守

電源種ごとに設定された供給力提供開始期限を超過した場合、超過した期間※1分、第6条に基づき算定される容量確保契約金額（各年）を容量収入として得られる期間を短縮します。

当該期間終了後の制度適用期間において交付する容量確保契約金額（各年）の契約単価は、各対象実需給年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定価格とします。また、当該期間については他市場収益の還付の対象外とします。

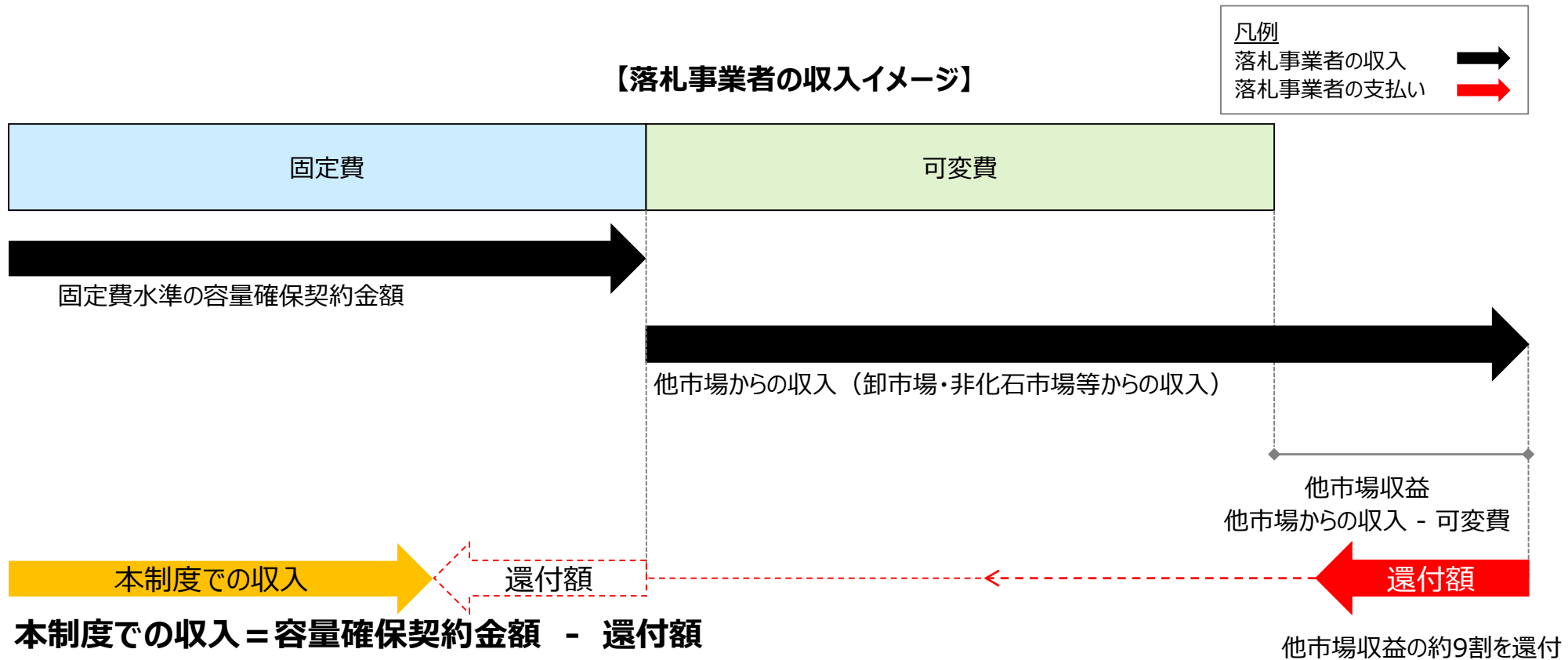
なお、供給力提供開始期限を超過した場合も、制度適用期間は供給力を提供する義務が生じるため、制度適用期間中は本オークションにかかるリクワイアメントの達成が求められます。

※1：1年未満の端数は1年として繰り上げ

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

③他市場収益の還付

- 他市場収益については、入札時にはゼロとした上で、**実際の他市場収益の多寡に応じて事後的に還付**する仕組みとなっている。
- 落札事業者が本制度から得られる収入は、容量確保契約金額から還付額を差し引いたものになる。



2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

③他市場収益の還付

■ 他市場収益の多寡に応じて **3段階の還付割合**となっており、容量収入として事業報酬分は得られることを踏まえ領域(A)では95%、メインオークションに落札していた場合よりも本制度での収入が少なる領域(B)では85%、その間の領域(C)では90%の還付となっている。

当該事業者との本オークションに係る容量確保契約		供給力提供年度の容量市場メインオークション	当該事業者の※1供給力提供年度の他市場に係る情報	インプット情報にもとづく他市場収益の還付に係る算定方法 (ア～ウ: インプット情報より導かれる金額) (①～③: 他市場収益の発生ケース)
還付割合の算定方法	契約価格×契約容量	メインオークション価格 〔対象電源が立地するエリアプライス〕	ア 実績収入(当該年度の容量確保契約金額) ウ メインオークション価格×契約容量	① 事業報酬 1. ① 以下として範囲(A)を決定
	事業報酬			2. ア と ウ の差額を超える部分として範囲(B)を決定 3. ア に対し、 ① と ウ の間として範囲(C)を決定
	契約容量 ×			(B)還付割合 85% (C)還付割合 90% (A)還付割合 95%
還付の算定方法			他市場から - 可変費の収入	① 他市場収益 95%還付 $\text{①} \times 95\%$
	ケース1		ケース2	② 他市場収益 90%還付 $(\text{②} - \text{①}) \times 90\%$ 95%還付 $\text{①} \times 95\%$
	ケース3		ケース3	③ 他市場収益 85%還付 $(\text{③} - (\text{ア} - \text{ウ})) \times 85\%$ 90%還付 $(\text{ア} - \text{①} - \text{ウ}) \times 90\%$ 95%還付 $\text{①} \times 95\%$

※1 実際の他市場収入の算定方法と算定根拠および実際の変費の算定方法と算定根拠は、電力・ガス取引監視等委員会において監視が行われる

③他市場収益の還付

【約款】 第3章 権利および義務

第28条 還付

1. 容量提供事業者は、他市場収益（契約電源が発電した電気および当該電気に係る非化石価値を相対契約または卸電力取引市場等を通じて小売電気事業者または自社の小売部門に対して売却した際の収入から当該発電に係る可変費を減じた後の収益。以下同じ。）が正值となる場合は、他市場収益の一部を事後的に還付することが求められます。

還付額は、他市場収益の多寡に応じて以下のように算定します。

i. 応札価格に織り込まれている事業報酬（単位「円/年」）までの他市場収益は、95%を還付対象とします。

ii. 「契約単価×契約容量」と対象実需給年度における「メインオークション価格（契約電源が立地するエリアの約定価格）×契約容量」の差額を超える部分の他市場収益は85%を還付対象とします。

iii. i と ii の間の他市場収益は90%を還付対象とします。

還付額は、上記に基づき算定された i と ii と iii の合計金額とします。

2. 還付額は、契約電源ごとに算定するものとします。

3. 還付額は、年間の他市場収益の確定後に算定するものとします。

4. 対象実需給年度における他市場収益が負値となる場合、当該金額は翌年度の他市場収益の算出において当該金額を更に減じた後の他市場収益を当該翌年度の他市場収益とします。

3. 今後のスケジュール

①意見募集の実施

- 「**容量市場 長期脱炭素電源オークション募集要綱**（応札年度:2023年度）」と「**長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款**」の案については、このあと**7月5日に意見募集開始**を予定している。
- 意見募集でいただいたご意見を踏まえ、「容量市場 長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度:2023年度）」と「長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款」を策定し公表していく。

募集要綱および約款に係るスケジュール

(本日)	本検討会における募集要綱案および約款案の提示
7/5~7/27 (予定)	募集要綱案および約款案の意見募集の実施
8月	意見募集結果を踏まえた対応
9月 (予定)	募集要綱および約款の策定・公表

3. 今後のスケジュール

②長期脱炭素電源オークションのスケジュール概要

- **本オークション開催は、参加登録を2023年10月頃から開始し、応札時期は2024年1月を予定している。**
- 各日程については確定次第公表を行い、広域機関HPや容量市場かいせつスペシャルサイト、事業者説明会等でも発信を行っていく。

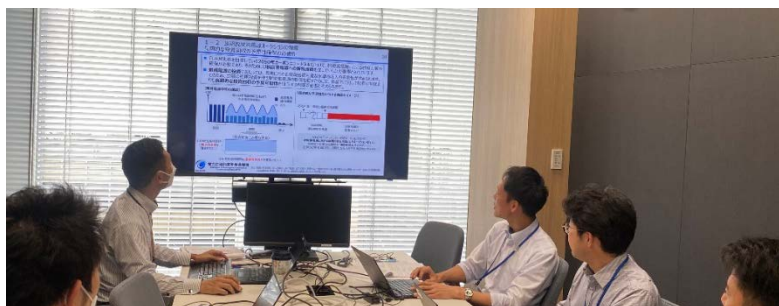
※ 記載の時期は確定前につき、目安



- 初回オークション開催に向けて、6月22日に「概要説明会」をWeb形式で開催し、制度の背景や仕組みを中心に説明を行った（124事業者、235名参加）。
- 具体的なオークションスケジュールや、対象電源や参加登録、リクワイアメントの詳細、応札価格や他市場収益の還付など、細部のご質問を多数いただいた（合計で約200件）。
- 今回の概要説明会でも可能な範囲で回答させていただいたが、引き続き、募集要綱や約款、業務マニュアル類の公表や、事業者向け説明会等を通じて、情報発信・周知を行っていく。

<概要説明会の参加状況>

	参加数
事業者数	124者
参加者数	235名



<説明会の質問の様子>

質問の内容	合計	事前	当日
スケジュール	10	9	1
参加登録	22	19	3
対象電源	18	14	4
応札容量	21	8	3
リクワイアメント	32	31	1
応札価格	51	49	2
他市場収益	25	22	3
その他 (契約変更・約定方法など)	36	27	9
合計	205	179	26